

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

2 市協議会は、全体会議（以下「市全体会議」という。）、企画運営会議（以下「市企画運営会議」という。）及び部会（以下「市部会」という。）により組織する。

3 区協議会は、企画運営会議（以下「区企画運営会議」という。）、定例会（以下「区定例会」という。）、相談支援事業所連絡会（以下「区相談支援事業所連絡会」という。）及びワーキング（以下「区ワーキング」という。）により組織する。

（名称）

第3条 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。

2 区協議会の名称は、別表のとおりとする。

（市協議会の所掌事項）

第4条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）区協議会の統括

（2）区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組

（3）市全体の相談支援体制に関する協議、検証及び評価

（4）神奈川県障害者自立支援協議会との調整

（5）その他、必要と認められる事項

（市全体会議の構成）

第5条 市全体会議は、関係機関、障害者及び学識経験者その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者を委員として構成する。

（市全体会議委員の任期）

第6条 市全体会議の委員の任期は、2年を越えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市協議会の会長及び副会長)

第7条 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、市全体会議の委員の互選により定める。

2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(市全体会議)

第8条 市全体会議は、市協議会の所掌事務に関する協議調整及び相談支援体制の評価・検証等を行う。

2 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。

3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(市企画運営会議)

第9条 市協議会の円滑な運営を図るため、市企画運営会議を置く。

2 市企画運営会議は、基幹相談支援センター、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「区地域みまもり支援センター」という。）、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（以下「総合リハビリテーション推進センター」という。）及び健康福祉局地域包括ケア推進室（以下「地域包括ケア推進室」という。）その他開催趣旨に照らし必要と認められた者で構成する。

(市部会)

第10条 市協議会は、第4条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、市部会を置くことができる。

2 市部会は、基幹相談支援センター及び健康福祉局その他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

3 市部会に部会長1人を置き、当該市部会の委員の互選により定める。

(報告)

第11条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策審議会に報告しなければならない。

(市協議会の庶務)

第12条 市協議会の庶務は、地域包括ケア推進室において処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(区協議会の所掌事項)

第13条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議・調整
- (3) 地域における関係機関の連携強化
- (4) 市協議会との調整
- (5) その他、必要と認められる事項

(区企画運営会議)

第14条 区協議会の円滑な運営を図るため、区企画運営会議を置く。

- 2 区企画運営会議は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、区地域みまもり支援センター及び総合リハビリテーション推進センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区定例会)

第15条 区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図るため、区定例会を置く。

- 2 区定例会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者等やその家族、地域住民及び関係機関その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区相談支援事業所連絡会)

第16条 区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図るため、区相談支援事業所連絡会を置く。

- 2 区相談支援事業所連絡会は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び区地域みまもり支援センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区ワーキング)

第17条 区協議会は、第13条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、区ワーキングを置くことができる。

- 2 区ワーキングは、基幹相談支援センター、地域相談支援センター及び区地域みまもり支援センターその他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。
- 3 区ワーキングの設置期間は、原則として当該年度末までとする。ただし、年度を超えて継続する必要がある場合には、継続する理由及び目標を区企画運営会議で確認した上で、継続して設置することができる。

(報告)

第18条 区協議会は、区協議会全体の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(区協議会の庶務)

第19条 区協議会の庶務は、各区地域みまもり支援センターにおいて処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(個人情報)

第20条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意し、協議会活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、平成18年8月1日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区	名 称
川崎区	川崎区地域自立支援協議会
幸区	幸区地域自立支援協議会
中原区	中原区地域自立支援協議会
高津区	高津区地域自立支援協議会
宮前区	宮前区地域自立支援協議会
多摩区	多摩区地域自立支援協議会
麻生区	麻生区地域自立支援協議会